

第2回「(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」 有識者会議

日時：令和4年12月20日(火)9:30～12:00

場所：南庁舎4階収用委員会審理室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 県条例の制定に係る主な論点についての県の考え方について (資料)

(2) その他

4 閉 会

【配付資料】

資料：県条例の制定に係る主な論点についての県の考え方について

第2回「(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」有識者会議 席次表

日時： 令和4年12月20日(火)

午前9時30分から

場所： 南庁舎4階 収用委員会審理室

出入口

片岡
副課長
(司会)

事務局

事務局

出入口

寺園委員 (座長)

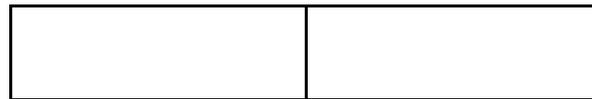


藤田委員 ○

○ 岡山委員

岩楯委員 ○

○ 松島委員



○
石崎
次長

○
亀井
次長

○
高橋
課長



○
黒須
副課長

○
平野
班長



第2回「(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」有識者会議
委員名簿

日時： 令和4年12月20日(火)

午前9時30分から

場所： 南庁舎4階 収用委員会審理室

区分	氏名	備考
委員	寺園 淳	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員
委員	藤田 伸矢	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 関東支部 千葉部会長
委員	岡山 朋子	大正大学 地域創生学部地域創生学科教授
委員	岩楯 保	一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 副会長
委員	松島 貢	公益社団法人日本騒音制御工学会 事務局長

県条例の制定に係る主な論点についての
県の考え方

令和4年12月20日

論点①：規制に関する基本的な考え方について（類似施設（有害使用済機器や廃棄物の施設）に対する規制が参考になるか）

- 有害使用済機器（廃棄物）と同様に、騒音・振動、不適正保管による油汚染や火災など様々な悪影響がヤード内で発生していることから、基本的には、これらの規制をベースに条例の規制を検討するべきか。

県の考え方

【要旨】

- 有害使用済機器や廃棄物処理施設に対する現行の規制をベースに検討する。

【理由】

- 金属スクラップ等の有価物は、元々不要物として排出されるという意味では、廃棄物と共通している。
- 廃棄物は無価値であるために、事業者によってぞんざいに扱われやすく、生活環境の保全上の支障が生じる可能性があるため、廃棄物処理法で厳しく規制されている。
- 金属スクラップやプラスチックは素材としての価値に着目され、現状では有価物として取り扱われているが、重機で粗雑に扱われたり、屋外でぞんざいに保管されたりすることにより、生活環境の保全上の支障を生じる可能性がある。
- また、加工等に伴い産業廃棄物が発生することがあり、その適正処理が求められている。この点でも、有害使用済機器や廃棄物と共通している。

委員名

意見

寺園委員
藤田委員
岩楯委員
松島委員

- 鉄くずやプラスチックは、市況の変動によって廃棄物にも有価物にもなるが、不要物という点で共通しているのであれば、産業廃棄物や有害使用済機器と同様に適正処理が求められ、同程度の基準が適当だと思う。

岩楯委員

- 昔から鉄くず（専ら物）を取り扱っていて、優良な業者については、若干の配慮が必要だと思う。

寺園委員
岡山委員

- ヤードで働いている人たちの労働環境の整備も合わせて考えられると良いと思う（※この意見については論点⑫で整理）。

寺園委員

- 住民が安心してもらえるような施設になるよう、条例で規定することが安心安全に繋がる。
- 国全体の循環経済に資するモデルケースの一つになると良いと思う。
- 既存法令で十分に規制されていない油や粉じん等について、いきなり厳しい規制を設けると、気づきにくい弊害を生じるおそれがあるので、十分検討する必要がある。

論点②：条例の目的設定について

- ・ 規制重視とするか、資源リサイクル推進の観点も考慮するか。
- ・ 一部ヤードについては、地域の生活環境に支障を及ぼしている状況も認められているが、ヤード内においては原材料として利用することができる鉄スクラップや使用済プラスチック等（有価物）の資源リサイクルが行われていることも事実であり、県条例として、このことをどのように受け止めて、目的設定すべきか。

県の考え方

【要旨】

- ・ 規制による県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を第一に考えつつ、全県を俯瞰する県としては、ヤードにおける再資源化の推進に配慮する目的の設定を検討する。

【理由】

- ・ 一部のヤードにおける不適正な保管等によって、地域の生活環境に支障を及ぼす害悪（騒音等）や、住民の生命、財産に直結する害悪（火災や崩落）が確認されていることから、ヤードにおける保管等の適正化を図る必要がある。
- ・ 一方で、ヤードは、金属やプラスチックの分別、加工等による資源リサイクルの推進に一定の役割を果たしている。
- ・ カーボンニュートラルの観点から、今後、鉄スクラップを原料とする電炉法への切替えが進んでいくものと考えられることから、鉄スクラップの再資源化を担うヤードの必要性にも配慮する必要がある。

委員名

意見

寺園委員
松島委員

- ・ 規制とリサイクル推進の両立が必要である。

藤田委員

- ・ 金属、プラスチックは原料としての位置づけがあるため、リサイクルの推進に配慮すべきである。

岡山委員

- ・ 資源リサイクルの流れを止めてはいけない。
- ・ リサイクルの中で、金属とプラスチックが混ざった物を分離する事業者（ヤード）が今後必要になってくるし、増えてくると思う。

寺園委員
岡山委員
岩楯委員

- ・ ヤードそのものが悪いのではなく、ヤード事業者に、いかに適正に業を行ってもらえるかという観点が必要である。

論点③：規制対象物について

- 再生資源として売買されている物は、金属とプラスチックのみが確認されており、仮に木材、ガラス等も含めて県条例の規制対象物（有価物）とした場合、廃棄物処理法逃れ（有価物偽装）の助長につながるおそれはないか、その他の影響は考えられるか。

県の考え方

【要旨】

- 有価物として売買されている金属とプラスチック及びこれらを含む混合物を規制対象物として規定することを検討する。

【理由】

- 県の実態調査や市町村へのヒアリングにおいて、ヤード内で再資源化の目的物（有価物）として売買されている物は、金属とプラスチックのみが確認されている。
- ガラスくずや木くず等は、発生時点では有価物として取引されている実態がなく、産業廃棄物として処理された後に、原料として使用されることがある。仮にこれらを規制対象物とした場合、本条例を根拠に有価物との不当な主張がなされ、廃棄物処理法による規制から逃れることを画策されるおそれがある。このため、現状では、廃棄物処理法の規制により対処する必要がある。

委員名

意見

全委員

- 金属とプラスチックのみを規制対象とすることが適当である。

藤田委員
岩楯委員

- ガラスくずや木くず等は基本的に廃棄物として処理されている。これらまで規制対象とすることは不適正処理を助長するおそれがある。

岡山委員

- 千葉県特有の課題として、金属とプラスチックと雑品を扱う（主に中国系の）ヤードがこの数年で急増した、というところをターゲットとして明確にしたほうが良いと思う。

論点④：規制対象者について（保管者（業者）とするか、設置者とするか）

- ・ 規制対象者として、ヤードにおける金属スクラップ等の保管行為に着目すべきか、ヤードの設置自体に着目すべきか。

県の考え方

【要旨】

- ・ 保管者（業者）を規制対象者として規定することを検討する。

【理由】

- ・ ヤードの設置自体が悪いというわけではなく、ヤード内で不適正な保管等が行われることが害悪をもたらす要因になることから、いかに適正に業務を行わせるかの観点で、規制対象者を考える必要がある。実効性を確保する上では、保管行為を行う事業者に対し、規制を行うことが望ましい。
- ・ ヤードの設置者と保管者（業者）が異なる事例が度々確認されており、規制対象者をヤードの設置者とする、不適正な保管等に対する指導や処分の対象も設置者となるが、それでは、保管等の適正化に繋がらず、条例の実効性を確保できない。

委員名

意見

寺園委員
藤田委員
岩楯委員

- ・ ヤードで業を行っている保管行為者を規制対象とするのが適当である。

岡山委員

- ・ ヤードが悪いのではなく、どうやって適正に業を行わせるかというのが大事である。この視点から、誰に許可を出し、誰に責任を取ってもらうかを制度設計に反映すべきである。

松島委員

- ・ 過去に現場でヤード業者を指導した際に、外国系業者だと責任者（社長等）が不在で、効果的な指導ができないことがあった。実際に現場を管理している責任者を常駐させる体制を取らせるような規定を条例に入れるべきである（※この意見については論点⑫で整理）。

論点⑤：規制的手法の検討について

- ・ 許可制とするのか、届出制とするのか。

県の考え方	<p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可制の導入を検討する。
	<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点①及び②でも述べたとおり、金属スクラップ等は有価物として取り扱われているが、生活環境の保全上の支障が生じるおそれについては廃棄物と同様であることに加えて、住民の生命・財産に直結する害悪（火災・崩落）も確認されている。このことから、廃棄物処理施設や処分業と同様の規制が必要であると考えます。 ・ 許可制においては、事業そのものが一般的に禁止され、基準を満たした者のみが許可の下で事業を行うことができる。違反事業者に対しては、許可の取消しや、過去の違反事実（欠格事由）に基づく不許可などを行うことができ、悪質業者の排除が可能となる。
委員名	意見
全委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可制が適当である。
寺園委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者から立入りを拒否されるような甘いものではよくないという意味でも、許可制でいいと思う。
岡山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進の千葉市、袖ヶ浦市が許可制にしており、同じように許可制でないと、他の市町村に進出してしまのおそれがある。

論点⑥：住宅地等からの距離制限の設定について

- ・ 県の権限で規制できるのか、全地域の規制手段として適切といえるのか。

県の考え方	<p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 距離制限の規定を設けるのではなく、個別に許可条件を付すことなどにより、ヤードの適正化を図ることを検討する。
	<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災防止の観点における規制は、消防組織法において、市町村の権限とされている。千葉市は市の権限により、火災防止の観点で距離制限を設定することができるが、県では困難と考える。 ・ 資源リサイクルの観点から、一律に距離制限を設けることで、適正なリサイクルが行われるヤードまでも排除されるおそれを考慮すべきと考える。 ・ 全地域に住宅地からの距離制限を設定した場合、都市部への立地が困難となる結果、農地や山林へのヤード設置が促され、豊かな自然環境の破壊につながるおそれがあることも考慮する必要がある。 ・ ヤードの設置場所や取扱物はさまざま、周辺環境への影響もさまざまであることから、廃棄物処理業と同様に、個別に許可条件を付すことによる規制が適切と考える。
委員名	意見
全委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一律に距離制限を設けることは適当ではない。
寺園委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1軒でも住宅があつて、そこから例えば100m以上離す必要があるという規制は、なかなか難しいと思う。都市計画法等において、地域ごとの区分（住居地域や工業地域等）で対応するほうが、住みわけができていいと思う。
藤田委員 岡山委員 岩楯委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可条件の中で、保管の方法や作業時間等について、条件を付けることを考えるべき。
松島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動の観点では、ヤードは開放型の事業場であり、防音壁を作つたとしても対策に限度がある。一律の距離制限を設けることには疑問があるものの、騒音・振動の対策としては、距離の確保が一番の対策と言える。

論点⑦：保管基準の設定について

- ・ 地域の実情や保管物の特性を考慮するか。

県の考え方	<p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属スクラップのみを保管するヤードについては、火災の発生等防止措置の基準（高さ5m制限等）は設けないこととし、廃棄物と同等の保管基準（＝保管物は囲いより低くする等）を検討する。 ・ 県の管理する港湾施設のヤードについては、条例の適用除外を検討する。
	<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査において、金属スクラップのみを保管するヤードについては、火災の発生は確認されていない。港湾施設のヤードについても、火災の発生は確認されていない。 ・ 港湾施設については、県が港湾法に基づく港湾管理者として、港湾のルール（貨物等の取扱い等）を遵守させることが可能である。その中で、港湾（臨港地区）内には住宅の建築はできないこと、中国の禁輸措置や廃棄物処理法による規制等により、火災の原因となり得る雑品スクラップの保管が想定されず、周辺環境への悪影響も想定されない。 ・ こうした実態を踏まえ、一律の保管基準を課すことの合理性や、再資源化の推進に与える影響を考慮する必要がある。 ・ また、高さ制限等により保管量を制限することによって、敷地面積が大きいヤードの設置や面積の小さいヤードが無秩序に増えるおそれについても、留意する必要がある。
委員名	意見
寺園委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属といっても色々な物が入りうることも考慮すべき。 ・ 有害使用済機器の基準は、指定可燃物の基準を横滑りさせたものであり、消火し易くするための基準であるため、それを一律に設けるべきかあるいは地域の実情によって設けるべきか検討すべき。
寺園委員 藤田委員 岩楯委員 松島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に住宅がなく、高積みしても問題のない港湾施設等にあるヤードや鉄くず等の燃えない物のみを扱うヤードがあることを考慮することが適当である。
藤田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設には、港湾管理者が存在し、既に保管等に関するルールがあるため、地域の実情に応じて保管基準を設定することが適当である。
岡山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋を造ることで騒音等の問題は解消されると思う。

論点⑧：県条例の適用除外について（適用除外を設けるかどうか）

- ・ 先行する2市（千葉市・袖ヶ浦市）の条例との整合や、今後、他の市町村が条例を作りたいと考える場合の整合の取り方をどうするべきか。

県の考え方	<p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の申出により県条例の適用除外ができる規定を検討する。
	<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村が個別に条例でヤードを規制することとした場合、条例のない市町村にヤード業者が集中することが想定されることなどから、県全域を規制する必要がある一方、騒音、振動、悪臭及び火災についての必要な規制は市町村の権限で行われていることから、市町村が地域の実情を踏まえ、必要に応じ、より厳しい規制を行うことを妨げないようにする必要がある。 ・ 千葉市及び袖ヶ浦市については、両市において適宜適切な判断が行われるよう、本条例に関する情報提供を行い、適用除外についての意向を確認していく。
委員名	意見
全委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、県全域を規制する条例を制定することが適当である。 ・ また、市町村が県条例の規制内容を不足と思う場合は、それを妨げないために適用除外の規定を設けることが適当である。
寺園委員 松島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉市及び袖ヶ浦市に対して、適用除外に関する意見を聞くことが必要だと思う。

論点⑨：住民との信頼関係の構築について

- ・ 住民説明会の実施を条例に義務づけるかどうか。
- ・ 住民説明会の実施を義務付ける場合、どの範囲の住民を対象とすべきか。
- ・ 住民との信頼関係の構築に当たり、どの程度のものを事業者を求めるべきか。

県の考え方

【要旨】

- ・ 原則、住民説明会の開催を義務付けることとし、その際は、住民同意までは求めないことを検討する。
- ・ 説明会の対象範囲については、市町村と事業者が協議の上、決定できるよう検討する。

【理由】

- ・ ヤードの設置については、「突然、空き地に囲いが作られ、得体のしれない外国人が活動している」など、住民からの苦情が寄せられている。
- ・ ヤードの象徴である囲いは、害悪防止のために必要であるが、中の様子を外から見えないことが住民の不安・不信感の原因になっているため、事業開始前に相互信頼関係を構築しておくことは重要である。
- ・ 相互信頼関係を構築する方法について、文書の回覧等による説明では一方通行になりかねないため、原則、対面式の住民説明会の開催が必要と考えられる。
- ・ 説明会の対象範囲について、事業の内容（大型ダンプ・コンテナ車の使用があるのか、汚水を生じるか等）や地域の実情（通学路があるか、田んぼがあるか等）によって一様に決定することが難しいことから、市町村と事業者が協議の上、決定することが適切と考えられる。
- ・ 住民同意については、事業者の財産の使用等に関して、住民に拒否権を与えることとなり、適正なりサイクルを行うことを前提にしている事業者に対して、これを求めることは適切ではないと考えられる。

委員名

意見

全委員

- ・ 住民説明会等により住民との信頼関係の構築は必要だと思う。

寺園委員
岡山委員
松島委員

- ・ 住民説明会等の対象範囲は、ヤードや地域の状況によって異なると思われるため、市町村と事業者で協議することが適切だと思う。

藤田委員
岩楯委員
松島委員

- ・ 資源リサイクルの観点等から、住民同意は不要だと思う。

論点⑩：市町村との連携について

- ・ 火災、騒音等の規制権限を有する市町村との関わりをどうするか。
- ・ 火災、騒音等又は一般廃棄物を原因とする周辺環境への悪影響に係る規制は、個別にみれば市町村により既に規制されているが、ヤードに着目した県条例による規制を行う際、県は市町村と、どのように関わることが望ましいか。

県の考え方

【要旨】

- ・ 県の責務として、市町村との連携に関する規定を検討する。

【理由】

- ・ ヤードで発生している騒音、振動、悪臭及び火災については、既存法令等により市町村の権限で規制されていることから、県は市町村と連携して、隙間のない効果的な指導を行う必要がある。
- ・ 県は広域行政を担う責務を有する観点から、複数の市町村にまたがるヤードに対して、関係市町村と情報共有を行い効果的な指導を行う必要がある。小規模な消防本部では、財政運営の効率化の面等から、消防組織法・地方自治法に基づき、市町村消防の原則を維持しつつ、消防広域化が進められてきた背景があるが、いずれも市町村が消防事務を担う形態となっている。また、これらの法によれば、県の役割は、市町村の消防責任の円滑かつ完全な遂行を期するため、市町村との連絡等を行うこととされている。

委員名

意 見

全委員

- ・ ヤードに対して適正な指導を行うためにも、市町村への情報提供等の連携が必要だと思う。

寺園委員

- ・ 消防事務は市町村権限だと思うが、実際に広域行政組合を作り地域の実情に合った取組をしているところがある中で、県が関与できないのはおかしいのかなと思う。難しいかもしれないが、市町村に対して必要な支援はしてほしいと思う。

論点⑪：市町村への支援について

- 市町村がその地域の実情に応じて、金属スクラップヤード等に関する規制を実施する場合、ヤードへの受入れ物や保管等に伴って生じる産業廃棄物（有害使用済機器）の該当性の判断が必要となることが想定されるが、県として、どのように支援していくことが、県内のヤード問題への対応として適当であるのか。

県の考え方

【要旨】

- 市町村への支援に関する規定を検討する。

【理由】

- 市町村がヤードに関する独自の条例を制定し、運用する場合において、ヤードへの受入物や保管等に伴って生じる産業廃棄物や有害使用済機器の該当性の判断が必要となることが想定される。
- 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の指導権限は県にあることから、合同立入りを実施するなど、市町村への技術的な助言、情報の提供等の支援を行う必要がある。
- また、県や市町村の指導方法のノウハウやヤード業者に関する情報を集約して、関係市町村へ情報提供を行うことにより、効果的な指導を行う必要がある。

委員名

意 見

全委員

- 市町村への産業廃棄物（ヤードで発生する残さ物）の指導等に関する支援が必要だと思う。

岡山委員

- 情報的な支援は重要である。市町村は、他の市町村の対応方法等に関心があることを考慮して情報共有されたい。

論点⑫：外国人労働者の多いヤード実態を踏まえた対応について

- 日本語で会話のできる者が現場にいないヤードが多数確認されていることを踏まえて、現場における指導の実効性をどのように担保するべきか。

県の考え方

【要旨】

- 現場責任者の設置の規定を検討する。
- 外国人労働者への周知・啓発や労働環境の問題については、必要な指導を行うことができるような事前協議制度の導入を検討する中で、どのような対応が可能か検討する。

【理由】

- 経営者が外国籍のヤードにおいては、日本語で会話できる従業員がいない状況や、責任者から指示を受けたことしか分からない作業員しかいない状況が認められている。
- こうした現状において、ヤードを原因とする事故や苦情が発生しているが、責任者が不在のため、迅速な事業者への指導ができなかった事案があった。
- 受入物に問題がないか判断できる責任者が不在で、金属スクラップ等ではない廃家電類（廃棄物）を受入れてしまった結果、出港後に船上で火災が発生した事案もあった。
- 外国人労働者への周知・啓発については、事業者が業界団体に属していない場合が多いことを踏まえ、庁内関係課や市町村と連携し、対応を検討するとともに、労働環境については、労働環境を所管する機関の適切な指導等を促す。

委員名

意見

藤田委員
岩楯委員
松島委員

- 責任者の不在により、適切な指導ができないこと、事故時の対応ができないこと等が想定されるため、現場責任者を常駐させる必要があると思う。

岡山委員
岩楯委員
松島委員

- 講習会を受けさせることにより、事業を営む上での注意点等を正しく理解してもらうことは望ましいと思う。

寺園委員

- 外国人労働者については、業界団体に属さない場合が多く、国の通知等が伝わらない場合がある。適切に情報が渡り、ルールを守ってもらえるようにしてもらいたい。

松島委員

- 過去に現場でヤード業者を指導した際に、外国系業者だと責任者（社長等）が不在で、効果的な指導ができないことがあった。実際に現場を管理している責任者を常駐させる体制を取らせるような規定を条例に入れるべきである。（再掲）

寺園委員
岡山委員

- ヤードで働いている人たちの労働環境の整備も合わせて考えられると良いと思う。（再掲）

その他	
寺園委員	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環システムを高いレベルで実現するためには、一旦、条例を制定した後においても、未解決の問題の洗い出しなどを行い、条例の見直しを随時検討されたい。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 先行している千葉県条例の施行状況を注視しつつ、規制対象物等の検討を行っていることから、直ちに条例の修正をする必要があるとは想定していない。 しかし、リサイクル技術の進歩や市況の変化等により、規制方法の見直しの必要性も想定されるため、適時適切に対応を検討する。

藤田委員	<ul style="list-style-type: none"> 日本鉄リサイクル工業会は、鉄スクラップの加工処理、卸売業の健全な発展、鉄スクラップの安定的な供給の確保、我が国の経済発展と豊かな国民生活に寄与することを目的としている。 当会では、資源リサイクルに貢献する方は全て受け入れてきたが、現在、外国人企業や地域住民への問題を生じさせている方からも入会の申込を受けたところであり、入会に係る明確な基準がなく、国籍を理由に排除する訳にもいかず、対応に苦慮している。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 不適正なりサイクルを行う業者については、本条例により厳正に対処することにより、県内からの排除が進むものと考えられる。

松島委員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村環境保全条例では、騒音・振動対策で特定事業場の規制をかけているが、その規制基準は、工場などの屋内にある機械作業時の騒音で、周辺に住宅があっても問題のないことを想定して設定されたものであり、数値基準は低く（厳しく）なっている。 ヤードにおける基準の設定について、工場等と同じ厳しい基準となると、屋外作業するだけで基準を超えることが想定される。 これらを踏まえると、市町村環境保全条例で対応することには無理があると思うため、県条例の制定に当たっては、その点について考慮して検討してもらいたい。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 有害使用済機器や廃棄物処理施設に対する規制と同様に、数値基準ではなく、個別に許可条件を付すなど、県民生活の安全及び生活環境保全上の必要な措置を講じさせることとする規制手法を検討する。